

質問回答書

件名	リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業		
No	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書4項(2) ・ 設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。	仕様書6項の7項目の記述と関連して、設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する場合は、撤去に係る費用は県で負担していただくことでよろしいでしょうか。また、県の指示で撤去または移設を行う場合、防水層等の修復に必要な費用は、撤去費用および移設費用に含めて請求させていただける理解でよろしいでしょうか。	仕様書別紙1の対象施設は、現時点で廃止等の予定はなく、今回導入する太陽光発電設備についてはリース期間の満了まで使用予定です。そのため、現時点で撤去は想定しておりませんが、仮に撤去する必要性が生じたときは、原則として甲の理由によるときは甲が、乙の理由によるときは乙が、修復費用等も含めて費用負担者となります。
2		撤去の場合、処分については、廃掃法など各種法令に則って処分を行うこととし、かかる費用については県負担で実施される想定でよろしかったでしょうか。	No. 1 の回答のとおりです。
3		撤去する理由が事業者の責によらない場合、事業者が受けた損失は県で負担いただけるのでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により事業者に損害を与えた場合は賠償することになります。
4	仕様書6項 ・ 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できない場合の損失は、事業者の負担とし、特に年間の発電量が想定発電量の8割を下回る場合には、リース料の減額、事業者負担による設備の取り替え又は契約の解除を行うものとする。	発電量については、天候による日照不足や施設の電力使用量の変化(低下)が発生した場合に、想定を超えて下回る可能性があります。このような場合は、「正当な理由」に該当すると認識しておりますが、いかがでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、設備不良など、設備そのものに起因する場合は「正当な理由」に該当しません。
5	仕様書6項 ・ 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でリース契約を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議のうえ定める。	仕様書4(2)項の3項目の記述と関連して、県の指示で移設を行う場合、防水層等の修復に必要な費用は移設費用に含めて請求させていただける理解でよろしいでしょうか。	No. 1 の回答のとおりです。
6		施設の移譲や売却を受けた者が、元々県が履行する業務を怠った場合には、その者に代わり県が行っていただけるのでしょうか。	仕様書別紙1の対象施設は、現時点では移譲や売却の予定はなく、また、仮に移譲を行ったとしても、県有施設であるため、引き続き県が契約者となります。
7	仕様書6項 ・ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量を編集可能な電子データで翌月10日までに県に報告すること。また、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、県に報告すること。	温室効果ガス排出量削減効果に関する点について、「温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示する」のは、運転開始時(前)に1度だけ提示とし、「運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、県に報告する」は、年に1回の報告とさせていただく形でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8	仕様書6項 ・ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。	大規模地震、大型台風等の災害発生後について、安全が確保できた後に対応を行うという理解でよいでしょうか。安全が確保できた後の定義については、気象庁が発出する警戒レベル1が解除された後という理解でよいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、社会通念上、安全が確保できた後に行っていたことを想定しており、警戒レベルについては特に定めておりません。
9	仕様書6項 ・ パワーコンディショナーは運転開始日から10年目と20年目に初期導入時と同等の新品に交換すること。	物価上昇などで10年後、20年後にかかる経費について、大きく上昇する可能性があります。導入時の費用から10年後で10%、20年後で20%以上の費用上昇が発生した場合は、上昇分については別途費用請求をさせていただくことは可能でしょうか。	仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」に記載のとおり、物価や市中金利の変動、維持管理費の上昇は事業者負担となります。ただし、極端に費用が上昇した場合は、別途、協議することとします。

10	別紙2 維持管理関連 → 維持管理費の上昇 → 維持管理費用の増大 が事業者負担	別紙2の「維持管理関連 → 維持管理費の上昇 → 維持管理費用の増大」について「事業者負担」になっておりますが、物価上昇・金利上昇のほか法令改正などで維持管理に係る費用が大きく増大する可能性があります。導入時の費用から10%以上の費用上昇が発生した場合については、別途費用を請求させていただくことは可能でしょうか？	No. 9 の回答のとおりです。
11	別紙2 全般	負担者に県が該当する箇所で事業者が損失を受けた場合、県が負担していただけるのでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により事業者に損害を与えた場合は賠償することになります。
12	仕様書2項(1)エ 事業終了後、導入された設備については、県に無償で譲渡すること。	賃貸借期間満了後に設備を無償譲渡する場合、その契約は実質的には所有権留保付き売買契約と考え賃貸者は固定資産税を負担しないケースがありますが、本件も賃貸者に設備の固定資産税負担義務はないでしょうか。	今回のケースは、地方税法第342条第3項に規定されている「所有権留保付売買」に該当するため、当該設備は、売主(事業者)と買主(県)の共有物とみなされます。その上で、固定資産税の賦課について、買主である県は、地方税法第348条の「人的非課税」に該当するため、もう一方の共有者である事業者に全額賦課されることとなります。